

令和 8 年 5 月

保 護 者 様

大阪市教育委員会
大阪市立淀川中学校
校長 尾曾 由里子

非常変災時の措置の改定について

令和 8 年 5 月 29 日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられます。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。（河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる）

イ 大阪市（大阪市長）より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。